



申込み、  
忘れてない？

# 6月は申請！！

返還不要

## 学費支援

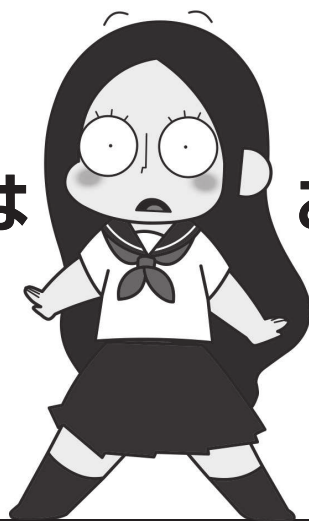
補助額  
(年額)  
最大

# 432,000円

年収590万円未満の世帯は 私立高校の授業料が実質無償化。  
年収910万円未満の世帯でも、支援額はなんと118,800円。(年収は目安)

## 支援金・補助金は

## お申込みが必要！



エッ!?

### お申込み(申請)は簡単！必要書類を学校に提出するだけ。

1

高等学校等  
就学支援金

6月頃  
申請です

2

学費補助金

3

神奈川県高校生等  
奨学給付金

奨学給付金は  
7月以降に  
申請が始まります。

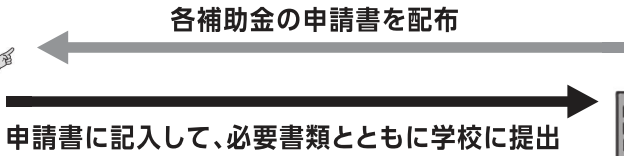
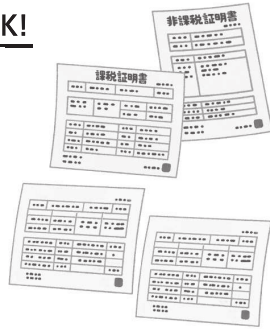


# 学校から配られる申請書に記入したら、必要な書類を用意しましょう。

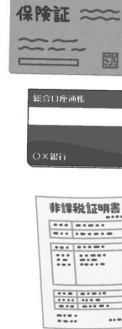


平成30年度のものなら、**a b c** どれでもOK!

- a** 課税証明書 または、非課税証明書  
市区町村の住民税の窓口で発行
- b** 市町村民税・県民税納税通知書  
5～6月頃、市区町村から配布
- c** 市町村民税・県民税特別徴収税額通知書  
5～6月頃、勤務先から配布



すべて、ご用意ください。



- 健康保険証の写し
  - ▶ 申請する高校生のもの
  - ▶ 中学生を除く15歳以上23歳未満の扶養している兄弟姉妹のもの
- 通帳の写し
  - ▶ 振込口座の番号がわかるページ
- 平成30年度の非課税証明書
  - ▶ 市区町村の住民税の窓口で発行
  - ▶ または、左の**b**か**c**でもOK!

〈ご注意〉**①②③**とも生活保護世帯の場合は、必要書類が異なります。  
▶ 生活保護受給証明書 (担当ケースワーカーに依頼)  
▶ **③**の健康保険証は不要

## 所得区分表

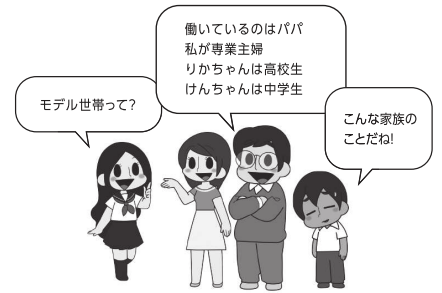
はじめに、自分の区分をチェック!

基準税額 (年額)		所得区分	対象制度
県民税・市町村民税所得割額の合算額	年収の目安		
生活保護世帯 (1月1日時点)	---	区分 1	① ② ③
0 円 (非課税)	約250万円未満	区分 2	① ②
85,500 円 未満	約350万円未満	区分 3	①
257,500 円 未満	約590万円未満	区分 4	②
378,500 円 未満	約750万円未満	区分 5	①
507,000 円 未満	約910万円未満	区分 6	①

課税証明書等に記載してある「県民税・市町村民税所得割額」の合算額を確認。  
自分がどの区分に該当するのか確認してみましょう!  
平成30年6月の申請より  
県民税所得割額も合算することになりました。  
ご注意ください。

県民税・市町村民税所得割額の合算額は父母の合計額です。  
均等割額は含みません。  
年収はあくまで目安であり、モデル世帯の場合の金額です。

▶モデル世帯:夫婦いずれか1人だけが働いている4人世帯で、子ども2人のうち高校生が1人



## 区分ごとに補助金額が違います。確認してくださいね!

所得区分	① 高等学校等就学支援金	② 学費補助金	
	授業料補助	授業料補助	入学金補助 (初年度)
区分 1	297,000 円	135,000 円	100,000 円 (上限額)
区分 2	237,600 円	194,400 円	
区分 3	178,200 円	253,800 円	
区分 4	118,800 円	74,400 円	
区分 5		対象外	
区分 6		対象外	

所得区分	③ 神奈川県高校生等奨学給付金		
区分 1	52,600 円		
区分 2	138,000 円	中学生を除く15歳以上23歳未満の扶養している兄弟姉妹がいる	全日制・定時制の学校
	89,000 円	中学生を除く15歳以上23歳未満の扶養している兄弟姉妹がいない	
	38,100 円	通信制の学校	

詳しくは、配布のご案内またはHPをご覧ください。